

旧日本振興銀行の機構代理預金者に対する第2回弁済金支払について

平成26年10月2日
預金保険機構

預金保険機構は、日本振興清算株式会社（旧商号：日本振興銀行株式会社、以下「日本振興清算」といいます。）の機構代理預金者の皆様への弁済金の支払について、以下のとおり行うこととしました。

1. 概要

預金保険機構は、日本振興清算の破綻に伴う弁済金の支払に関して、同社に対する預金のうち預金保険で保護される範囲を超える部分について、預金者の皆様を代理して弁済金受領等の手続を行っております（注1）。

（注1）預金等債権の買取り（概算払）をご請求された方および自ら再生手続に参加する届出をされた方を除きます。なお、概算払をご請求された方については、「旧日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る第2回精算払について」をご参照ください。

預金者の皆様に対しましては、預金保険機構が日本振興清算から弁済金を代理して受領した場合、預金保険機構が弁済金をお支払することとしています（弁済金支払）（注2）。

（注2）第1回弁済（弁済率39%）につきましては、預金保険機構が平成24年4月2日に弁済金を代理受領し、弁済金支払を行いました。

日本振興清算は、再生計画に基づく中間弁済（弁済率19%）を平成26年9月30日以降、実施しております。これに伴い預金保険機構は、平成26年9月30日に弁済金を代理受領したことから、預金者の皆様に第2回弁済金支払を行うものです。

2. スケジュール

今後、対象となる皆様には、預金保険機構から速やかに弁済金支払請求の手続に必要な書類を送付します。

預金保険機構は、対象の皆様から弁済金支払請求書等の必要書類の郵送を受けた後、可及的速やかに指定された振込先口座に弁済金額を振り込みます。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）

なお、日本振興清算が、今後、さらに弁済金の支払を行う場合には、別途その旨をご通知します。

以上